大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　対象事業者

1. 法人名　株式会社アルテ
2. 代表者　代表取締役　武藤　恵子
3. 所在地　藤井寺市古室一丁目2番28号

２　対象事業所名及び所在地

1. 事業所名　　児童デイサービスまつぼっくり
2. 所在地　　羽曳野市蔵之内292番地
3. サービス種別　　児童発達支援・放課後等デイサービス

３　処分日年月日

　令和7年3月26 日（水曜日）

４　処分の内容

　指定の全部効力の停止

　令和7年3月31日から３か月間

５　処分の理由

不正請求

　管理者は、令和6年4月から令和7年１月において、「強度行動障害児支援加算」の支援計画シートの作成ができておらず、加算要件を満たしていないことを認識しながら、当該加算を不正に請求し受領した。これは、児童福祉法第21条の5の24第1項第6号に該当するため。